

## 津南町告示第17号

地域計画（案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7の規定により、下記のとおり広告・縦覧する。

令和7年3月5日

津南町長 桑原 悠

1 地域計画（案）を作成した地区  
津南町

2 縦覧場所  
津南町役場農林振興課  
津南町大字下船渡戊585

3 縦覧期間  
令和7年3月5日～令和7年3月25日

4 意見書の提出方法

意見書（様式は問わない。）の提出は、郵送または持参により縦覧期間満了の日までとする。意見書には、個人の場合にあっては住所、氏名、職業を、法人にあっては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。

なお、地域計画（案）の利害関係者以外は意見書を提出できない。